

周南市農業委員会 農地利用最適化推進委員候補者名簿

区域		主な範囲	氏名
第8区	四熊2(西部)	四熊(西部)	峯重啓一

周南市農地利用最適化推進委員候補者評価基準

基 準	配 点
1 継続して10年以上農業に従事している者 ※経営者又はその世帯員等に限る。	1
2 区域内に住所を有し、地域の実情に精通している者	1
3 女性、青年 ※青年とは50歳未満の者	1
4 認定農業者等（認定新規就農者を含む。） ※認定農業者である個人又は認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人、認定新規就農者	1
5 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める農業経営の指標に準ずる個別経営体	1
6 農業に関する公的資格保有者	1
7 農業委員又は農地利用最適化推進委員の経験者 ※市内外を問わない。	1
8 農協、農業共済、行政の農政関係の経験者 ※市内外を問わない。	1
9 農業団体から推薦を受けた者 ※農業団体とは農業者で組織された法律に基づく団体（農協、土地改良区等）	1
10 農地等の利用の最適化の推進に貢献が期待できる者 応募資格を農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方としている。 ＜採点方法＞ 経歴、推薦を受ける者の抱負等、応募の理由等から、以下の基準で採点する。 委員ごとに採点し、最も多い区分の点数とする。 最も多い区分が複数あるときは、評価委員の協議により決定する。 ■普通（0点） ■優れている（1点）※以下のすべてに該当する場合 ①十分に識見を有している（最適化の推進の重要性を理解・認識している。推薦書や応募申込書に記述がある。） ②これまでの経歴や活動（農業委員や推進委員、行政の農政関係の経験としての経歴・活動は除く）、熱意から農地等利用最適化の推進に積極的な活動が期待できる。	1
11 被推薦又は応募後に、委員となるにふさわしくない行為（最適化活動に伴うものを除く。）があった。 ＜判断基準＞ 「ふさわしくない行為」とは、客観的事実に基づき以下の全てに該当する場合。 ①対象行為により農業者・農地所有者、その他の者の信頼を損ねた場合。（社会的に非難されるべき行為か） ②対象行為が招く結果を十分に予想できた、又は通常の注意を払えば防ぐことができたと考えられる場合。（故意、過失であるか）	-1
12 委員として、又は委員となるにふさわしくない行為（委員でない者は、最適化活動に伴うものに限る。）があった者は、不適格者として候補者としなない。 ＜判断基準＞ 「ふさわしくない行為」とは、客観的事実に基づき以下の全てに該当する場合。 ①対象行為により農業者・農地所有者、その他の者の信頼を損ねた場合。（現時点において信頼回復に至っていると認められる場合を除く） ②対象行為が招く結果を十分に予想できた、又は通常の注意を払えば防ぐことができたと考えられる場合。 ③対象行為を非難される度合いが委員以外の者が行った場合と比較して大きい場合。	失格

会議録

- 1、名 称：第2回 周南市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会
- 2、日 時：令和7年7月25日（金）午前10時1分～
- 3、場 所：周南市役所 本庁舎5階 委員会室3
- 4、議 題
 - （1）第8区（四熊2（西部））の推進委員の募集状況について
 - （2）評価基準の決定について
 - （3）被推薦者・応募者の評価について
 - ア基準10の審査
 - イ全ての基準による審査
 - （4）今後のスケジュールについて
- 5、公開・非公開の別：非公開
- 6、非公開の理由：不開示情報が含まれる事項について審議を行うため（周南市情報公開条例第22条第1項第2号）
- 7、出席状況
 - 委 員 9名（会長、会長職務代理者、幹事6名、事務局長）
 - 事務局 2名（事務局次長、事務局次長補佐）
- 8、審議等経過及び結果 ※非公開のため、発言内容等の詳細は省略
 - 第8区（四熊2（西部））の推進委員の募集状況について事務局から説明した。
 - 評価基準（案）について事務局から説明し、（案）のとおり決定した。
 - 基準10（申込書の記述内容に関する採点）について事務局から説明し評価を決定した。
 - 評価基準全項目による評価を決定し順位を確認した。
 - 今後のスケジュールについて